

町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年(2024年)8月27日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年9月町田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後		改正前	
別表（第46条関係） 処理手数料		別表（第46条関係） 処理手数料	
1 家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物		1 家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物	
区分	処理手数料	区分	処理手数料
略	略	略	略
占有者が定期的に排出する家庭廃棄物のうち容器包装プラスチックを市長が指定収集袋により収集し、運搬し、及び処分するとき。	<u>小袋（10リットル相当）1袋につき</u> <u>8円</u> 中袋（20リットル相当）1袋につき 16円 大袋（40リットル相当）1袋につき 32円	占有者が定期的に排出する家庭廃棄物のうち容器包装プラスチックを市長が指定収集袋により収集し、運搬し、及び処分するとき。	中袋（20リットル相当）1袋につき 16円 大袋（40リットル相当）1袋につき 32円
略	略	略	略
備考 略 2～4 略		備考 略 2～4 略	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（以下「新条例」という。）別表に規定する処理手数料（容器包装プラスチックを指定収集袋の小袋で排出するものに限る。）の徴収、指定収集袋の交付その他の新条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前に行うことができる。